

令和5年5月9日
総合政策局運輸審議会審理室

「神奈川中央交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業 (乗合バス) の上限運賃変更認可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について申請どおり認可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和5年3月13日付で国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、申請どおり認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表予定です。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 本間、浅井、堤
直通：03-5253-8810

[乗合バスの上限運賃変更認可に関する問合せ先]

自動車局旅客課 佐藤、沖
(代表) 03-5253-8111 (内線 41204、41233)、(直通) 03-5253-8568

申請者	神奈川中央交通株式会社
事案の種類	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可
事案の内容	現行の基準賃率33円20銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃180円）を、基準賃率45円20銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃230円）に変更する。
運輸審議会答申	申請どおり認可することが適当

国運審第10号
令和5年5月9日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

神奈川中央交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
運賃の上限変更の認可申請について

令5第5004号

令和5年3月13日付け国自旅第492号をもって諮問された上記
の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

神奈川中央交通株式会社からの申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率45円20銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、2キロメートルを超え5キロメートルまでの間についてはその1倍、5キロメートルを超え10キロメートルまでの間についてはその0.9倍、10キロメートルを超え15キロメートルまでの間についてはその0.8倍、15キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、230円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年4月に運賃改定を行った後、少子高齢化やマイカー等との競合などにより利用者数の確保について困難な環境が続いているものの、消費税率改定に伴う税負担の転嫁を図るための運賃改定を平成26年4月及び令和元年10月に行ったことを除いて、26年余にわたり、現行運賃を実施している。

しかし、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、外出機会が減少するなど行動様式の変容がみられ、輸送需要が大幅に落ち込み、令和2年度には利用者数が前年度に比較して約29%減少した。

利用者数が回復に転じた令和3年度においても経常収支率は88.4%に留まっており、今後の輸送需要はコロナ禍前より低い水準で横ばいになると推計されるなど、申請者を取り巻く経営環境は厳しいものとなることが考えられる。他方で、運転者の要員確保に伴う人件費増や燃料価格の上昇に加え、安全対策のための投資や定期的なバス車両更新、利用者サービス向上等のコストも増加傾向にある。

これらのことから、今後収支の均衡を保ち、公共交通としてのバス事業を安全かつ安定的に継続していくためには運賃改定が必要と判断し、本件申請を行ったものである。

2. 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、道路運送法第9条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを審査の上、同条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行ったほか、長時間労働是正の要請を含む処遇改善等、変化する経営環境への対応や、利用者への影響等を確認するため、申請者から意見聴取を行った。その結果は、次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

平年度（原価計算期間）である令和5年度1年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は38,103百万円、現行の旅客運賃による総収入（補助金を含む）は29,478百万円と推定されるので、差引き8,625百万円の不足を生ずるものと見込まれる。これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入（補助金を含む）は37,254百万円と推定されるので、差引き849百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

4. 申請者は、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた需要見通しについて、利用者の行動様式の変容により、コロナ禍前の需要への回復は見通せないとしている。この点について申請内容は、コロナ禍前3年間（平成29年度から令和元年度まで）の実績を基に算出したコロナ禍がなかった場合の需要の趨勢や、公的機関が公表している移動人口の推移のデータ等を根拠としたもので

あり、かつ所管局が別途実施した外部委託調査結果の想定範囲内に
あることを勘案すると、合理性が認められる。

これらを踏まえ、バス事業の安定的な継続にとって必要となる、令
和6年4月からの労働規制強化に対応するための人員確保や設備投
資を前提とする原価を推定した結果、本件申請に係る旅客運賃の上
限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利
潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2. の認可
基準に適合するものである。

したがって、道路運送法第9条第1項に基づき、国土交通大臣が本
件申請を認可することは適当であると認める。

要望事項

新型コロナウイルス感染症については、感染症対策としての法的な位置づけの変更等の動きはあるが、引き続き、その影響については先行き不透明な状況が続いている。神奈川中央交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業における需要見通しは一定の合理性が認められるものの、想定された旅客輸送量と実績が乖離する可能性がある。このため、国土交通大臣は、神奈川中央交通株式会社の経営実績が想定された収支率となっているか等の検証を行い、当該検証結果について書面で提出されたい。また、検証結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じられたい。